

○交通規制等の事務取扱いの代行に関する訓令

(昭和 47 年 5 月 1 日本部訓令第 10 号)

**改正** 昭和 54 年 1 月 11 日本部訓令第 1 号 平成 3 年 3 月 6 日本部訓令第 5 号  
平成 3 年 6 月 28 日本部訓令第 13 号 平成 7 年 11 月 15 日本部訓令第 15 号  
平成 10 年 3 月 19 日本部訓令第 5 号 平成 10 年 5 月 1 日本部訓令第 8 号  
平成 10 年 11 月 26 日本部訓令第 14 号 平成 14 年 5 月 31 日本部訓令第 11 号  
平成 17 年 7 月 12 日本部訓令第 16 号 平成 18 年 4 月 28 日本部訓令第 16 号  
平成 19 年 3 月 5 日本部訓令第 5 号 平成 19 年 7 月 26 日本部訓令第 21 号  
平成 22 年 3 月 25 日本部訓令第 9 号 平成 22 年 4 月 1 日本部訓令第 11 号  
平成 24 年 6 月 14 日本部訓令第 21 号 平成 27 年 2 月 20 日本部訓令第 1 号  
平成 27 年 3 月 27 日本部訓令第 8 号 令和 3 年 4 月 27 日本部訓令第 10 号  
令和 4 年 8 月 24 日本部訓令第 15 号 令和 5 年 3 月 23 日本部訓令第 11 号  
令和 5 年 6 月 27 日本部訓令第 16 号 令和 5 年 8 月 31 日本部訓令第 19 号  
令和 6 年 3 月 29 日本部訓令第 9 号

交通規制等の事務取扱いの代行に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、鳥取県警察本部長専決規程(昭和 36 年鳥取県公安委員会訓令第 1 号)に基づいて、鳥取県警察本部長(以下「本部長」という。)が行う交通規制等の事務を、同訓令第 4 条の規定により交通部長(以下「部長」という。)、交通企画課長、交通指導課長及び交通規制課長(以下「課長」という。)又は警察署長(以下「署長」という。)に代行させるために必要な事項を定めるものとする。

(代行事務の範囲)

第 2 条 部長、課長及び署長は、別表に掲げる区分により代行することができる。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

- (1) 法令の適用に疑義のあるもの
- (2) 本部長が特に指示した事項

(代行結果の報告)

第 3 条 部長、課長及び署長は、前条の規定に基づき代行した事務は、その概要を毎月とりまとめて本部長に報告しなければならない。

(事務手続きの委任)

第 4 条 この訓令に基づいて処理する事務の細部事項については、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 1 月 11 日本部訓令第 1 号)

この訓令は、昭和54年1月11日から施行する。

附 則(平成3年3月6日本部訓令第5号)

この訓令は、平成3年3月6日から施行する。

附 則(平成3年6月28日本部訓令第13号)

この訓令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則(平成7年11月15日本部訓令第15号)

この訓令は、平成7年11月15日から施行する。

附 則(平成10年3月19日本部訓令第5号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年5月1日本部訓令第8号)

この訓令は、平成10年5月1日から施行する。

附 則(平成10年11月26日本部訓令第14号)

この訓令は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成14年5月31日本部訓令第11号)

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成17年7月12日本部訓令第16号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第1条第4号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成17年7月12日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の交通規制等の事務取扱いの代行に関する訓令の別表道路交通法の5の項の登録その他確認事務の委託に関して必要な行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

附 則(平成18年4月28日本部訓令第16号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年3月5日本部訓令第5号)

この訓令は、平成19年3月5日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 26 日本部訓令第 21 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 鳥取県警察本部長専決規程の一部を改正する訓令(平成 19 年鳥取県公安委員会訓令第 3 号)附則第 2 項の規定により、鳥取県警察本部長の専決事項とされた鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成 19 年鳥取県公安委員会規則第 10 号)附則第 4 項の規定による指定証及び標章の交付に関する事務は、交通部交通規制課長が代行することができるものとする。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 14 日本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 20 日本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 27 年 2 月 20 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（道路交通法に係る部分に限る。）は、同年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 27 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 27 日から施行する。

附 則(令和 4 年 8 月 24 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、令和 4 年 8 月 24 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 23 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 27 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、令和 5 年 7 月 3 日から施行する。

附 則(令和5年8月31日本部訓令第19号)  
この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日本部訓令第9号)  
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

部長・課長・署長の代行できる事項

[別紙参照]